



報道関係者 各位

令和元年 11 月 1 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 野城 一宏

指導係主任 大野 昌毅

電話 028-633-2795 FAX 028-637-5998

「働きやすい職場づくりセミナー」を開催します

令和元年 6 月 5 日に女性活躍推進法等の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、「職場のハラスメント撲滅月間（12 月）」を中心に、事業主・人事労務担当者等のみならず、広く県民に対して、職場におけるハラスメント防止や女性活躍推進の必要性・意義と、法律の内容について理解を深めていただくことを目的にセミナーを開催いたします。

働きやすい職場づくりセミナー概要

1 日時・場所・定員

【県北】令和元年 11 月 14 日（木）13：30～15：30

那須野が原ハーモニーホール 小ホール（大田原市本町 1-2703-6）定員 390 名

【県南】令和元年 11 月 27 日（水）13：30～15：30

佐野市文化会館 小ホール（佐野市浅沼町 508-5）定員 300 名

【県央】令和元年 12 月 18 日（水）14：00～16：30

宇都宮市文化会館 大ホール（宇都宮市明保野町 7-66）定員 1300 名

2 内容

【県央】

①基調講演「ワーク・ライフ・バランスのその先に～女性活躍推進の新常識～」

ジャーナリスト 昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員 治部れんげ氏

②説明「ハラスメント対策の強化について」 栃木労働局

③説明「パートタイム・有期雇用労働法等について」 栃木働き方改革推進支援センター

④個別相談（栃木働き方改革推進支援センター）

【県北・県南】

①説明「女性の活躍推進とハラスメント対策の強化について」 栃木労働局

②説明「パートタイム・有期雇用労働法等について」 栃木働き方改革推進支援センター

③個別相談（栃木働き方改革推進支援センター）

●セミナー当日の取材をよろしくお願いいたします。

栃木労働局では、標記セミナー等の開催のほか、「ハラスメント対応特別相談窓口」を 12 月から開設し、相談に対応いたします。

（参考資料）

参考 1 働きやすい職場づくりセミナーのご案内

参考 2 事業主の皆さまへ 一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

参考 3 パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

職場のハラスメント撲滅月間(令和元年12月)

働きやすい職場づくりセミナー

参加無料
予約制

令和元年6月5日に女性活躍推進法等の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、職場におけるハラスメント防止や女性活躍推進の必要性・意義と、法律の内容について理解を深めていただくことを目的にセミナーを開催いたします。

県央会場

令和元年 **12月18日(水)** 14:00~16:30

宇都宮市文化会館 大ホール (定員 1300人)

基調講演

「ワーク・ライフ・バランスのその先に
～女性活躍推進の新常識～」

ジャーナリスト/昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員
治部れんげ 氏

説明

「ハラスメント対策の強化について」

栃木労働局

「パートタイム・有期雇用労働法等について」

栃木働き方改革推進支援センター

個別相談 (栃木働き方改革推進支援センター)



治部れんげ 氏【プロフィール】

1997年、一橋大学法学部卒。日経BP社にて経済誌記者。2006～07年、ミシガン大学フルブライト客員研究員。2014年よりフリージャーナリスト。2018年、一橋大学経営学修士課程修了。現在、昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員。東京大学大学院情報学環客員研究員。日本政府主催の国際女性会議 WAW!国内アドバイザー。東京都男女平等参画審議会委員(第5期)。2019年、日本が議長国を務めるG20に政策提言する女性グループW20運営委員。豊島区男女共同参画審議会会長。朝日新聞論壇委員。公益財団法人ジョイセフ理事。一般財団法人女性労働協会評議員。

県北会場 県南会場

11月14日(木) 13:30~15:30 那須野が原ハーモニーホール 小ホール (定員 390人)

11月27日(水) 13:30~15:30 佐野市文化会館 小ホール (定員 300人)

説明

「女性の活躍推進とハラスメント対策の強化について」 栃木労働局

「パートタイム・有期雇用労働法等について」 栃木働き方改革推進支援センター

個別相談 (栃木働き方改革推進支援センター)

対象

事業主、人事労務担当者、従業員等

主催：栃木労働局 共催：日本労働組合総連合会栃木県連合会 後援：とちぎ公労使協働宣言実現会議

とちぎ公労使協働宣言実現会議構成団体：栃木労働局、栃木県、関東経済産業局、栃木県市長会、栃木県町村会、日本労働組合総連合会栃木県連合会、一般社団法人栃木県経営者協会、一般社団法人栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県中小企業団体中央会、足利銀行、栃木銀行

会場案内

県北会場	県南会場	県央会場
11/14 (木) 13:30~15:30	11/27 (水) 13:30~15:30	12/18 (水) 14:00~16:30
那須野が原ハートモ二ホール 大田原市本町 1 - 2703 - 6	佐野市文化会館 佐野市浅沼町 508 - 5	宇都宮市文化会館 宇都宮市明保野町 7 - 66
		

申込み方法

「参加申込書」にご記入の上、①②いずれかの方法で「栃木労働局雇用環境・均等室」宛お送りください。

① **FAX 028-637-5998**

② **郵送 〒320-0845 宇都宮市明保野町 1 - 4 栃木労働局雇用環境・均等室宛**

働きやすい職場づくりセミナー参加申込書

FAX : 028-637-5998 ※送信票不要

参加を希望される会場に○印を記入してください。

複数の会場に参加される場合は、会場ごとに参加申込書をお送りください。

	11/14 (木) 県北会場	11/27 (水) 県南会場	12/18 (水) 県央会場
参加希望日			
(フリガナ)			
企 業 名			
所 在 地	〒 (電話)		
部 署・役 職			
お 名 前			

※ 定員になり次第、申込みを締め切ります。定員超過により、参加いただけない場合のみご連絡いたします。

※ 当日は、お送りいただいた本申込書をご持参ください。事前申込みがない場合、当日ご来場いただいても対応できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ ご記入いただいた情報につきましては、厳密に管理し、出席の確認以外には使用いたしません。

～女性活躍推進法が改正されました～

一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後3年以内の政令で定める日）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。

（※）労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

（※）今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① **職業生活に関する機会の提供**に関する実績、
 - ② **職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績
- の**各区分から1項目以上公表**する必要があります。

（※）現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。

（※）行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

＜各区分の情報公表項目のイメージ＞

※詳細については、省令において示される予定です。

① 職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立
・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・ 男女別の採用における競争倍率 ・ 労働者に占める女性労働者の割合 ・ 管理職に占める女性労働者の割合 ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・ 役員に占める女性の割合 ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績	・ 男女の平均継続勤務年数の差異 ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・ 男女別の育児休業取得率 ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 有給休暇取得率

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設します

（施行：公布後1年以内の政令で定める日）

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「**プラチナえるぼし（仮称）**」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

（※）認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

（※）認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

<現行の女性活躍推進法に基づき実施すべき取組>

①一般事業主行動計画の策定・届出

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均継続勤務年数の差異、③労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合等を把握し、課題分析を行ってください。

<ステップ2> 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知・外部へ公表してください。

<ステップ3> 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。

<ステップ4> 取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

②女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

☆ 改正法の詳細な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえて、厚生労働省令、行動計画策定指針等によりお示しする予定です。

☆ 情報公表の際は、厚生労働省が運営する
「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

(URL : <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ 一般事業主行動計画の策定等のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。



お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化 ～労働施策総合推進法の改正～

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の**3つの要素**を**すべて**満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上 ～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))
※ セクハラ等は行ってはならないものであり、**事業主・労働者の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が**不利益な取扱いを行うことが禁止**されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努める**こととされます
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が**拡大**※されます
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

○ ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索

○ ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。

職場でのハラスメントでお悩みの方へ

検索



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)